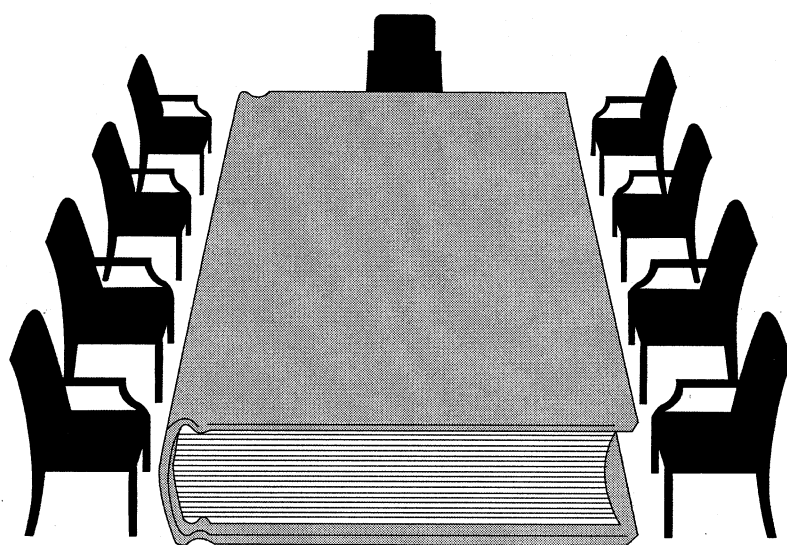


旭川市立神居東中学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和5年4月改定)

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	...	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめ理解	...	2
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消	...	3
(5) いじめの重大事態		
第2章 本校が実施するいじめ防止等の取組	...	4
1 本校のいじめの実情および令和5年度の目標（指標）		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	...	5
(1) 学校いじめ対策組織の構成		
(2) 学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめ防止の取組	...	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	...	7
*資料1 〈いじめ発見・見守りチェックシート〉	...	8
*資料2 〈主な相談窓口〉	...	9
6 いじめへの対処	...	10
7 いじめの解消	...	11
*資料3 〈早期発見・事案対処マニュアル〉	...	12
8 いじめの重大事態への対応	...	13
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携	...	14
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム【別紙資料】		
*資料4 〈神居東中学校いじめ防止プログラム〉	...	15

旭川市立神居東中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、校区の小学校と連携していじめ未然防止の標語作成に取り組んできました。また、いじめを受けている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行っている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。また、神居東中学校区の小中学校が今まで以上に連携を強め、子どもたちの自主的・実践的な取組を推進し、これからもいじめの未然防止に努めていきます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止などの対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

本校では、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、家庭、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定しています。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム^{*P15参照}）、早期発見・事案対処マニュアル^{*P12参照}に基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

前年度のいじめアンケート調査において、本校でいじめと認知した件数は15件で、その態様は、「悪口や嫌なことを言われる。」が8件、「仲間はずれ」が1件、「軽くぶつかられたり、蹴られたりする」が1件、「金品を隠されたり、壊されたりする」1件、「嫌なこと、恥ずかしいことをされた」が2件、「パソコンなどで嫌なことをされる」が2件でした。その後の適切な指導と対処により、現段階では全ていじめ解消となり、解消率100%となっています。また、「いじめはどんなことがあっても許されない」と考えている生徒も、生徒会を主体としたいじめ撲滅の取組などにより99%になっています。しかし、嫌な思いをしても「誰にも相談しない」と回答した生徒が8%いるということがアンケート調査から判明し、今年度は、すべての生徒がこれまで同様に、「いじめは許されない」という考えのもと、安心した学校生活を送ることができるよう、誰にでもいつでも相談できる体制づくりを目標としていきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

本校では、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する以下の活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）を策定します。
- 生徒会を中心に「Stop the いじめ」の取組を全校で展開します。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
- 小中連携の取組の一環として、児童会・生徒会を中心とした「いじめ未然防止標語」作成に取り組みます。（掲示物の統一・表彰など）

3 学校いじめ対策組織の設置

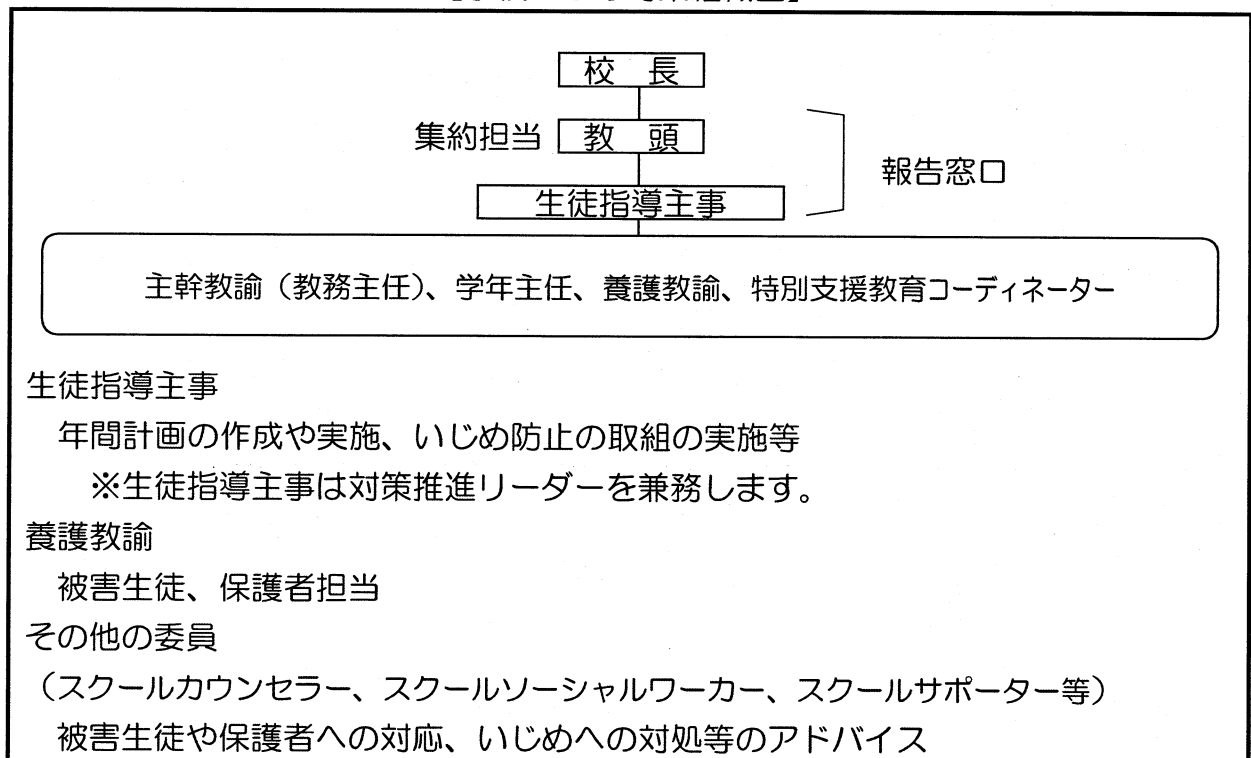
(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの問題を特定の教職員で抱え込まず組織に対応することより、複数の目による状況の見立てが可能になり、未然防止・早期解決に努めることができると考えます。

そこで本校では、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめ対策組織会議を月に1回以上開催します。また、各学期ごとにはスクールカウンセラーを加えた会議を開催します。この会議では、いじめに関する事実確認及び指導方針を決定するとともに、いじめの早期発見や未然防止に向けた話合いや交流の場も兼ねることとします。

(学校いじめ防止プログラム *P15参照)

【学校いじめ対策組織図】



(2) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握、いじめであるか否かの判断

エ) 解消に至るまで、いじめを受けた生徒の支援を継続するための支援、内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定、確実な実行

オ) いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応、これらの組織的な実施

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し及び会議の適切な記録と保管

4 いじめ防止の取組

本校では、生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（生徒版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む取組を進めます。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感の高揚に努めます。
- 自己肯定感を高め、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、生徒が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努めます。そこで本校では、以下の取組を行います。

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」*P8参照の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
 - ②生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口*P9参照について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名

神居東中学校いじめ対策組織

生徒氏名

朝の会・ 帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいている。 ☐ イライラして、物にあたる。	() () () ()
授業の 開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。	() () () () () ()
授業中	☐ 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。	() () () () () () ()
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の生徒を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。	() () () () () () () () ()
昼食時 (給食)	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。	() () () () ()
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。	() ()
放 課 後 (部活動)	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。	() () () () ()
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写があ ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされ ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。	() () () () () () () () ()

- ◆生徒のささいな変化に気づき、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆日常の生徒とのふれあいを大切に！
- ◆気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

＜住 所＞ 〒070-0040 旭川市10条通11丁目
＜電話番号＞ 代 表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)
＜受付時間＞ 月・木 8:45~20:00
火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

＜住 所＞ 〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)
＜電話番号＞ 0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)
＜受付時間＞ 月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

＜住 所＞ 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
＜電話番号＞ 0120-3882-56
＜受付時間＞ 毎日24時間 メールアドレス sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆少年相談110番(北海道警察本部)

＜住 所＞ 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
＜電話番号＞ 0120-677-110
＜受付時間＞ 月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

＜住 所＞ 〒078-8231 旭川市豊岡1条1丁目3-24
＜電話番号＞ 0166-31-5511
＜受付時間＞ 月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

＜住 所＞ 〒070-0033 旭川市3条通9丁目1704-1
TKフロンティアビル6F
＜電話番号＞ 050-3383-5566
＜受付時間＞ 月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立神居東中学校

TEL 61-8298

6 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導します。当該保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

イ) いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。

ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

ア) いじめを受けた生徒から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

イ) いじめを受けた生徒に寄り添った指導を行うために担当者を配置するとともに、職員全体で、いじめを受けた生徒の安全を確保します。

ウ) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

ア) いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。

イ) いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。

ウ) 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア) いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

ア) 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否

かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。

- イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- エ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- イ) いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消していない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該生徒について日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者（報告窓口）→教頭（報告窓口・集約担当）→校長

いじめ対策組織会議の開催

※月に1度開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談・連携（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

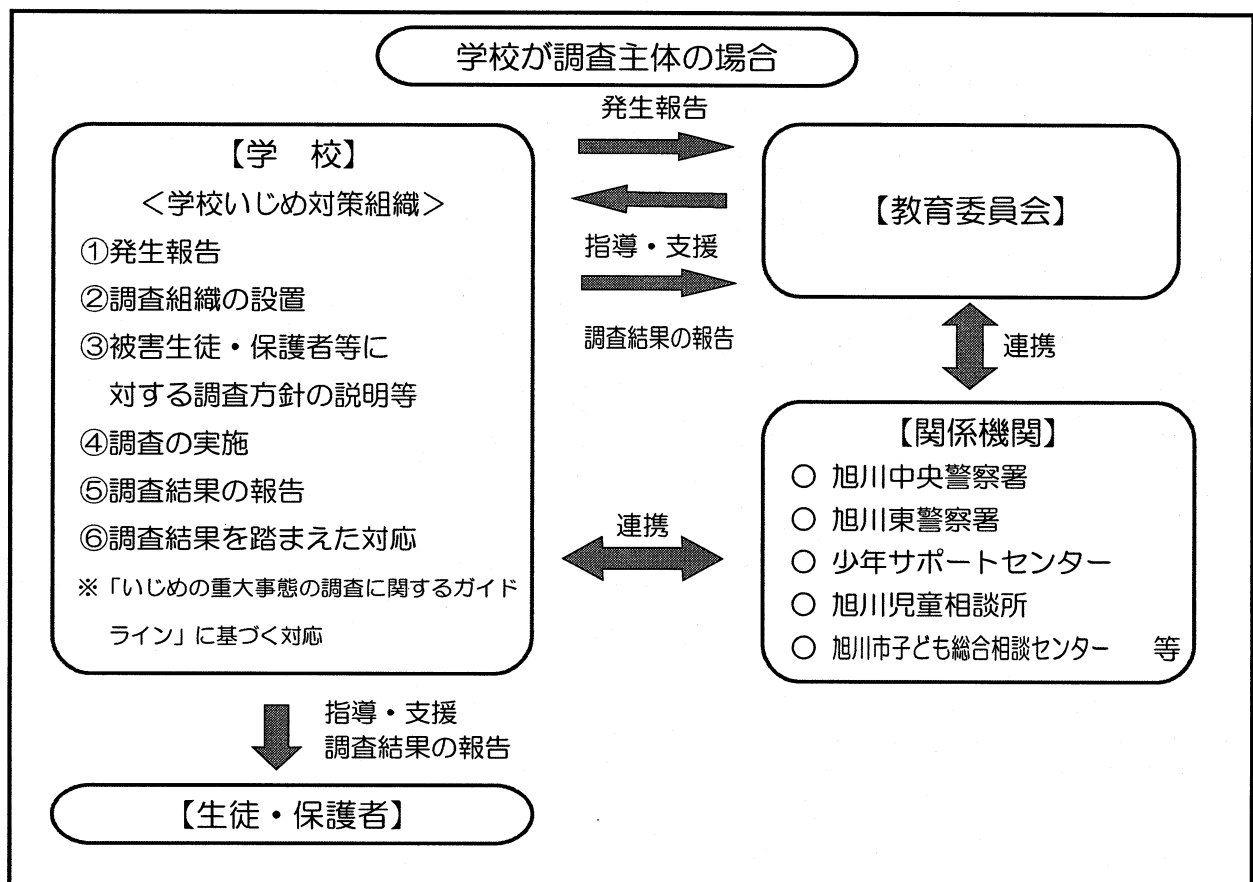
- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 □道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針やいじめ防止の取組情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、本校では、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って次の通り対応します。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、学校いじめ対策組織において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、適時、適切な方法で提供します。

～重大事態対応フロー図～



9 いじめの防止などに関する機関、保護者などとの連携

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム^{*P15参照}）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織^{P5 対策組織}を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等（民間の相談機関含め）を加え^{P5 対策組織}、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組めます。

また、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組（学校評価）等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- （１）情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- （２）学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- （３）不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

【保護者の役割】

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報やプライバシーを公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム

※別紙（次ページ）参照

V 神居東中学校いじめ防止プログラム

□ は、未然防止の取組 □□□□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月(強調月間)	7月	8月	9月
教 職 員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討 ○職員会議 ・学校いじめ防止基本方針 ・いじめ防止プログラム等 ○指導・学年部会の通年実施 ○ふれ合い活動の推進(通年) ○学校ネットバトル(毎月実施) ○中1ギャップ解消などのための小中連携の推進	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ意識醸成会の計画及び運営 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修(1) ・生徒理解研修① ～自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方 ～生徒に関わる情報交流など	○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※講師: スクールカウンセラー、指導部担当等 ○学校いじめ防止対策組織会議(アンケート結果) ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 ・アセス等、各種調査の実施方法の確認 ○教育相談①	○職員会議 ・1学期の反省 ・夏季休業中の指導等 ○生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○学校いじめ防止対策組織会議 ・いじめ解消に向けての取組 ○市教委いじめに関する実態調査①	○校内研修(3) ・生徒アンケートや各種調査結果の活用 ・いじめの問題に関する研修 ○学校いじめ防止対策組織会議 ・各学年での生徒の交流 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○職員会議 ・前期の反省 ・2学期の計画等 ○学校いじめ防止対策組織会議 ・各学年での生徒の交流 ○いじめ防止の理解を深める学習②(学級活動・道徳の時間)
	児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明 ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども都市長への手紙」 ・子ども総合相談センター等	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○ネット安全教室の実施	○生徒アンケート調査① ○各種調査の実施 ASSESS(アセス)等 ○いじめ・非行防止強化月間① ○中連生活部6月研修会の参加(中学校)	○児童会と生徒会との「いじめの未然防止」に関わる取組の交流 ○生活・学習Aotサミットへの参加(中学校)	○旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ
家庭・地域	○参観日・保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ ○春の保護者懇談	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等 ○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○児童会と生徒会との「いじめの未然防止」に関わる取組の交流 ○生活・学習Aotサミットへの参加(中学校)	○旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	○いじめ防止の理解を深める学習②(学級活動・道徳の時間)

	10月(強調月間)	11月	12月	1月	2月	3月
教 職 員	○学校いじめ防止対策組織会議(必要に応じて)・校内研修(4)の内容の検討及び準備・運営 ・後期の重点的な取組	○学校いじめ防止対策組織会議(アンケート結果)・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価についての検討	○学校いじめ防止対策組織会議・いじめの解消に向けての取組	○職員会議・3学期の計画・学校評価の結果等	○学校いじめ防止対策組織会議(必要に応じて)・校内研修(5)の内容の検討及び準備・運営 ・1年間の取組についての点検・評価	○学校いじめ防止対策組織会議・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
	○校内研修(4)・生徒理解研修②	○職員会議・2学期の反省等		○学校いじめ防止対策組織会議・各学年での生徒の交流	○校内研修(5)・インターネット上で行われるいじめへの対応	○職員会議・年度末反省、新年度計画・情報交換等
	○校下小中学校との連携・授業参観等	○学校評価・いじめの防止等に関わる取組についての点検			○生徒アンケート調査③	○校下小中学校との連携・進学に伴う情報交換等
	○教育相談②	○生徒に関する学校間の情報交流(授業参観等)	○市教委いじめに関する実態調査②		○学校いじめ防止対策組織会議(アンケート結果)・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析	○市教委いじめに関する実態調査③
児 童 生 徒	○生徒アンケート調査② ○いじめ・非行防止強化月間 ○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の時間を ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携し	○全校集会の実施・いじめ撲滅宣言等	○中連生活部12月研修会における取組の報告	○学年集会の実施・いじめ防止に係る取組等	○講演会の実施・外部講師による豊かな心を育む講演会	
家 庭 ・ 地 域	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開		○2学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参観日等		○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参観日等 ○学校評価委員会・1年間の取組状況の説明・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議